

議案第 3 号

大口町消防団条例の一部改正について

大口町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 3 月 4 日提出

大 口 町 長      森                      進

(提案理由)

この案を提出するのは、団員の定数及び入団資格の見直しに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町消防団条例の一部を改正する条例

大口町消防団条例（昭和51年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中「97人」を「107人」に改める。

第6条第4号を次のように改める。

(4) 居住地を変更し、又は離れることにより6月以上職務に従事することができない者

第7条第2項中「次の各号」を「前条第1号又は第2号」に改め、第1号及び第2号を削る。

第14条中「(昭和36年大口村条例第2号)」を「(昭和36年大口村条例第2号。以下この条及び次条において「条例」という。)」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、1月以上職務に従事することができない場合は、条例の規定にかかわらず、その期間の報酬を支給しないものとする。

第15条第2項中「大口町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例」を「条例」に改める。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

大口町消防団条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定員)</p> <p>第4条 団員の定数は、<u>107人</u>とする。</p> <p>(欠格事項)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>居住地を変更し、又は離れることにより6月以上職務に従事することができない者</u></p> <p>(分限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 団員は、<u>前条第1号又は第2号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</u></p> <p>第14条 団員には、大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(<u>昭和36年大口村条例第2号。以下この条及び次条において「条例」という。</u>)第2条の規定により、報酬を支給する。<u>ただし、1月以上職務に従事することができない場合は、条例の規定にかかわらず、その期間の報酬を支給しないものとする。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、団員が公務のため旅行したときは、<u>条例第5条の規定により、旅費を支給する。</u></p>	<p>(定員)</p> <p>第4条 団員の定数は、<u>97人</u>とする。</p> <p>(欠格事項)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>6月以上大口町内の居住地を離れて生活する者</u></p> <p>(分限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 団員は、<u>次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。</u></p> <p><u>(1) 前条第1号、第2号又は第4号の一に該当するに至ったとき。</u></p> <p><u>(2) 当該消防団の区域外に転住したとき。</u></p> <p>第14条 団員には、大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(<u>昭和36年大口村条例第2号</u>)第2条の規定により、報酬を支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、団員が公務のため旅行したときは、<u>大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第5条の規定により、旅費を支給する。</u></p>